Safety Matters: Market Access

Fall 2018

Content

- グローバル
- 中東
- アジア
- 南米
- アフリカ
- 北米
- ヨーロッパ

TÜVRheinland®
Precisely Right.

アイコンについて

以下のアイコンは特定の製品またはサービスを表します。本ニュースレターでは、お伝えする内容に対応したアイコンを文章の前に表示しています。

電動工具／電気機器／電気部品

家庭・台所用品

食品／化粧品／アクセサリー

ラベリング・包装

化学物質／ROHS／REACH

テュフ ラインランド認証

衛生用品

照明器具／LED

オーディオ ビデオ機器

ITE（情報技術装置）／電気通信

自動車

玩具・遊具

産業・商業用機械

テキスタイル／衣料品／皮革製品

医療機器

全ての製品

太陽光発電／太陽電池モジュール

グローバル

国際的な規格・規制は常に進化しており、毎日のように修正や更新が行われています。グローバルな試験・検査機関であるテュフ ラインランドは、それらの変更点をお客様にわかりやすくお伝えしていきます。本ニュースレター「Market Access Newsletter」の他にも、テュフ ラインランドのウェブサイトやブログを通じて、規格・規制に関する最新情報をお届けします。

中東

エジプト

エジプト商工省が2018年5月に発表した省議決定No. 477/2018は、リストに記載された製品が所定の規格に適合することを要求しています。

No. 6000-1 家庭用電気冷蔵庫–特性および試験方法– Part 1: 一般要求事項	No. 6000-2 家庭用電気冷蔵庫–特性および試験方法– Part 2 : 性能要求事項
No.6000-3 家庭用電気冷蔵庫–特性および試験方法– Part 3: 消費電力量および内容積の算出	No. 8057 家庭用電気機器のエネルギー効率–電気掃除機のエネルギー効率の測定・算出方法
No.3794 家庭用および類似用途の電気機器のエネルギー効率–冷蔵庫、冷凍冷蔵庫、冷凍庫のエネルギー消費効率の測定・算出方法	No. 3795-1 エアコンのエネルギー効率ラベル要求事項–Part 2: 可変速圧縮機を有する可変容量ルームエアコン（窓用、スプリット型）
No. 5055-1 手術用器具–金属材料– Part 1: ステンレス鋼	No. 4101 ガソリン車の設計および給油所の設置に関する要求事項
No. 3571 履物および履物パーツ	No. 3572 運動靴および運動靴パーツ
No. 7322 皮革、皮革製品、皮革製品パーツの安全衛生に関する必須要求事項	No. 5492 家庭・台所用収納ユニットおよび調理台–安全要求事項および試験方法
No.1595-1 医療用ゴム手袋– Part 1: 手術用使い捨て滅菌ゴム手袋	

製造業者および輸入業者は、移行期間である6ヵ月の間に対応を終える必要があります。

イスラエル

2018年8月27日、イスラエル経済産業省は真空掃除機および吸水式掃除機に関する強制規格SI 900 Part 2.2の改定を世界貿易機関（WTO）に通知しました。改定案には、国際規格IEC 60335-2-2 - Edition 6.1: 2012-11およびAmendment 2: 2016- 04が取り入れられています。規格内のヘブライ語で書かれた部分には、以下のデビエーション（規格の差異部分）が含まれています。

- 備考101～103を含む規格の適用範囲を置き換えて修正する。
- 国内版向けの一般特記事項を追加することにより、国際規格IEC 60335-1への参照またはPart 1への参照をイスラエル強制規格SI 900 Part 1への参照に変更する。
- 電源入力および電流に関する第10.1項を変更する。
- 定格値に関する第201項を新たに追加し、該当する場合には、イスラエル強制規格SI 900 Part 1の当該項への適合を要求する。
- 電磁両立性（EMC）に関する第202項を新たに追加し、該当する場合には、イスラエル強制規格SI 900 Part 1の当該項への適合を要求する。
- 騒音値に関する第203項を新たに追加し、該当する場合には、イスラエル強制規格SI 900 Part 1の当該項への適合を要求する。

この新規格がイスラエル官報で発表されてから2019年4月までの間は、旧規格と改定新規格の両方が有効となります。同期間中は、新旧どちらの規格に基づいて製品試験を受けても構いません。

イスラエル（続き）

2018年7月24日、イスラエル経済産業省は蛍光灯のランプ制御装置に関する強制規格SI 61347 Part 2.3の改定をWTOに通知しました。この改定案には、国際規格IEC 61347-2-3 - Edition 2.0: 20115-05およびAmendment 1: 2016-07が取り入れられています。規格内のヘブライ語で書かれた部分には、以下のデビエーションが含まれています。

- 第2項に記載されている引用規格を変更する。
- 電源電圧の一般要求事項および特定要求事項に関する第4項に追加を行う。
- マーキングに関する第7項に追加を行い、イスラエル強制規格SI 61347 Part 1への適合を要求する。
- 電磁両立性（EMC）に関する第201項を新たに追加し、該当する場合には、イスラエル強制規格SI 61347 Part 1への適合を要求する。

この新規格がイスラエル官報で発表されてから2019年7月1日までの間は、旧規格と改定新規格の両方が有効となります。同期間中は、新旧どちらの規格に基づいて製品試験を受けても構いません。意見公募は2018年9月22日で終了しています。

イスラエルでは、電気・電子規格の大部分がEUのEMC指令に整合化されています。以前は、適合性を確保するために、国内での製品試験およびイスラエル国家規格のデビエーションに対する検証が求められていました。現在は、規制当局がILAC（国際試験所認定協力機構）認定試験所によるITE製品のEMCエミッション・イミュニティ規格試験を受け入れており、所要時間が短縮されています。

CISPR 32 Ed. 2.0 (2015-03) ~ EN 55032:2015	CISPR 24 Ed. 2.1 (2015-04) ~ EN 55024:2010/A1:2015
IEC 61000-3-2 Ed. 4.0 (2014-05) ~ EN 61000-3-2:2014	EC 61000-3-3 Ed. 3.0 (2013-05) ~ EN 61000-3-3:2013
IEC 61000-3-12 Ed. 2.0 (2011-05) ~ EN 61000-3-12:2011	IEC 61000-3-11 Ed. 1 (2000-08) ~ EN 61000-3-11:2000

製造業者がCBレポートやCB証明書を取得していない場合でも、製品の安全性に関する認証を取得することは可能です。電圧が9Vを超える製品は、引き続き現行のSII規格に基づく安全試験が求められています。イスラエル強制規格が存在しない場合には、輸入業者が政府の公式サイトから適用除外を申請できます。

アラブ首長国連邦（UAE）

首長国標準化・度量衡局（ESMA）は2018年6月26日付で通達を出し、洗剤製品へのECAS適合マークの表示（公認機関番号は記載しない）を求めています。詳細については、テュフ ラインランドの担当者までお問い合わせください。

ESMAは規制対象製品の製造業者と輸出入業者すべてに対し、ESMAが発行した適合証明書の多くが既に失効していることを通知しました。ESMAは市場監視活動を不定期に行っており、罰則や法的措置を避けるためには有効な証明書を提示する必要があります。製造業者および輸出入業者は、実際に有効期限が切れる2ヵ月前に適合証明書を申請することが推奨されています。

中東

サウジアラビア

2018年7月20日、サウジアラビア標準化機構（SASO）は電池の一般的安全性に関する技術規則案をWTOに通知しました。同規則案は電池のサイズや重量、構成材料にかかわらず、以下のすべての電池および蓄電池に適用されます。

- 自動車の始動や自動車の照明に使用される電池
- 産業用電気機器に使用される産業用電池
- 自動車用・産業用以外の電池または蓄電池で、計算機、電気スタンド、計測機器、携帯電話といった一般的な電気・電子機器に使用される重量が1kg以下の可搬型電池。

軍用機器、安全保障機器、宇宙機器に使用される電池は、適用範囲から除外されます。同規則案が成立した場合には、サウジアラビア官報への掲載日から6ヵ月後に発効します。

2018年7月24日、SASOは個人用保護衣および保護具に関する技術規則案をWTOに通知しました。適用予定日は官報への掲載日から1年後とされており、同規則はその時点で発効します。

SASOは、サウジアラビア規格SASO 2874:2016「エアコン－最低エネルギー性能要求事項および試験要求事項」への適合に関する前回の公示内容について、さらに追加の告示を公布しました。サウジアラビアへの輸出品に適合証明書を発行する公認機関に対し、以下の内容が義務付けられています。

- 大容量エアコンの適合証明書（CoC）には、サウジアラビア強制規格の規格番号「SASO 2874:2016」およびSASOが発行した登録証に書かれている登録番号を記載しなければならない。
- 適合証明書（CoC）には、大容量エアコンの関税番号を記載しなければならない。
- サウジアラビア規格SASO 2874:2016の適用範囲に含まれる大容量エアコンであっても、SASOから登録証が交付されていないものに対しては適合証明書（CoC）を発行しない。

サウジアラビアの商業投資省、エネルギー産業鉱物資源省、および関税局は、上記の規格に適合しない製品の市場投入および製造を認めないとしています。規則に違反した場合には、必要な法的措置が講じられます。

アジア

中国

2016年、中国工業情報化部（MIIT）は「中国版RoHS2」とも呼ばれる「電気電子製品有害物質使用制限管理弁法」を公布しました。

中国版RoHS2は2段階で実施されています。

- 2016年7月1日より、上市されるすべての規制対象電気電子製品（定格動作電圧が直流1500V以下、かつ交流1000V以下で、電流または電磁場により機能する機器および付属品）は、SJ/T 11364-2014に基づき制限対象物質について自己宣言を行うことが義務付けられています。
- 2019年3月12日より、電気電子製品有害物質使用制限基準達成管理目録（第一期）に収載された電気電子製品は、有害物質の含有制限に適合することが必須となります。
  - 鉛およびその化合物 0.1%
  - 水銀およびその化合物 0.1%
  - カドミウムおよびその化合物 0.01%
  - 六価クロム化合物 0.1%
  - ポリ臭化ビフェニル (PBB) 0.1%
  - ポリ臭素化ジフェニルエーテル (PBDE) 0.1%

目録には12種類の製品が収載されています。

- 冷蔵庫
- エアコン
- 洗濯機
- 電気温水器
- プリンタ
- コピー機
- ファックス
- テレビ
- モニター（コンピュータ用モニター、CCTVなど）
- マイクロコンピュータ（パーソナルコンピュータ、ラップトップ、タブレット、PDAなど）
- モバイル通信機器
- 電話

目録収載製品が収載外製品のコンポーネントである場合には目録は適用されませんが、最終用途が明確でない場合には目録が適用されます。

適用除外リストには有害物質制限の適用除外用途が39種類定められています。この適用除外には、EU RoHS2指令Annex Ⅲ 39(a)（(EU) 2017/1975の改正指令）の適用除外および2018年3月までに期限を迎えた適用除外がすべて含まれています。EUのRoHS2指令との違いは、中国版RoHS2では適用除外リストが6つの有害物質ごとにグループ分けされている点と、適用除外用途の大部分に有効期限が設定されていない点です。

同リストは、リスト記載品が最大許容濃度（MCV）を遵守していることを証明するために導入される適切な適合性評価制度において、目録に収載されている製品にのみ適用されます。

MIITは国家無線管理局（SRRC）無線認証に関する2018年第47号公告を2018年9月30日付で公布しました。MIITが技術試験の費用を製造業者の代わりに負担するという内容で、2018年10月15日に発効しています。詳細については、最寄りのテュフ ラインランドの担当者までお問い合わせください。

アジア

中国 (続き)

中国国家食品安全リスク評価センターは、新たに許可された食品接触材料物質8種類に関する意見公募を2018年8月17日から9月16日まで実施しました。対象となった物質は次の通りです。

- 1,3-ベンゼンジカルボキサミド,N,N′-ビス(2,2,6,6-テトラメチル-4-ピペリジニル); CAS No. 42774-15-2
- メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル，　メタクリル酸3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-トリデカフルオロオクチル，N-オキシド, アセテートの共重合体; CAS No. 1440528-04-0
- C.I.ピグメントオレンジ79;安息香酸，　4-[(2-ヒドロキシ-6-スルホ-1-ナフタレニル)アゾ]-，硝酸ストロンチウム; CAS No. 250640-08-5
- 2-メチルフェノール・ホルムアルデヒド重合物，ブチルエーテル; CAS No. 118685-25-9
- ロジン・フェノール・ホルムアルデヒド重合物; CAS No. 67700-45-2
- 1,3-benzenedicarboxylic acid, アジピン酸・ブタン-1,4-ジオール・イソフタル酸・テレフタル酸重合物; CAS No. 66027-02-9
- 4,4′-メチレンビス(2,6-ジメチルフェノール)・2-メチル-2-プロペン酸・1,4-ベンゼンジオール，　2-(クロロメチル)オキシラン，エテニルベンゼン，2-プロペン酸エチル共重合物と2-(ジメチルアミノ)エタノールの反応生成物
- テレフタル酸、1,4:3,6-ジアンヒドロ-D-グルシトール,4-シクロヘキサンジメタノールと1,2-エタンジオール重合物; CAS No. 1038843-64-9

2017年9月13日、政令6号「水効率ラベル管理規則」が中国の国家発展改革委員会（NDRC）、水利部（MWR）、および国家品質監督検査検疫総局（AQSIQ）により共同で公布されました。この規則は製品の水使用効率の改善を目的としており、2018年3月1日より施行されています。

現時点では水効率ラベルの製品目録（第一期）には水洗便器しか収載されていませんが、近々新たな製品が追加される予定です。

2018年8月1日以降、水効率ラベルを貼付していない水洗便器は中国で輸入、販売、流通することができません。

水効率ラベルの水洗便器への貼付に関する規定および適用国家規格リストについては、最寄りのテュフ　ラインランドの担当者までお問い合わせください。

2018年7月2日、中国国家認証認可監督管理委員会（CNCA）はネットワーク基幹機器およびネットワークセキュリティ専用製品の安全認証実施規則CNCA-CCIS-2018を公示しました。

適用対象製品は、次表の通りです。

中国 (続き)

	機器または製品の種類	範囲
ネットワーク基幹機器	1. ルーター	全システムスループット（双方向）≧12Tbps 全システムルーティングテーブル容量≧55万
	2. スイッチ	全システムスループット（双方向）≧30Tbps システムパケット転送レート≧10Gpps
	3. サーバー（ラック式）	CPU数量≧8 単一CPU内コア数≧14 記憶容量≧256GB
	4. プログラマブルロジックコントローラ（PLC機器）	コントローラ命令実行時間≦0.08マイクロ秒
ネットワークセキュリティ製品	5. データバックアップ装置	バックアップ容量≧20T バックアップ速度≧60MB/秒 バックアップインターバル≦1時間
	6. ファイアウォール（ハードウェア）	マシンスループット≧80Gbps 最大同時接続数≧300万 毎秒新規接続数≧25万
	7. Webアプリケーションファイアウォール（WAF）	マシンアプリケーションスループット≧6Gbps 最大HTTP同時接続数≧200万
	8. 侵入検知システム (IDS)	フルレート≧15Gbps 最大同時接続数≧500万
	9. 侵入防止システム (IPS)	フルレート≧20Gbps 最大同時接続数≧500万
	10. セキュリティ分離および情報交換製品（ネットワークゲート）	スループット≧1Gbps システム遅延≦5ms
	11. スパム対策製品	接続処理速度（接続／秒）>100 平均遅延時間<100ms
	12. ネットワーク統合監査システム	パケットキャプチャレート≧5Gbps イベント保存件数≧5万件／秒
	13. ネットワーク脆弱性スキャン製品	最大同時スキャンIP数≧60
	14. セキュアデータベースシステム	TPC-E tpsE（毎秒トランザクション数）≧4500
	15. ウェブサイトリカバリ製品（ハードウェア）	リカバリ時間≦2ms サイトの最長経路≧レベル10

CNCA-CCIS-2018は、試験を受け認証を取得した製品へのCCISマークの貼付を義務付けています。認証書の有効期限は5年間です。詳細については、最寄りのテュフ ラインランドの担当者までお問い合わせください。

アジア

香港

香港の通信事務管理局弁公室（OFCA）は、HKCA 1075 Issue 2「79GHz帯で動作する短距離レーダー装置の性能規格」を2018年9月14日付で発行しました。この性能規格は77GHz～81GHzの周波数帯で動作する短距離レーダー装置に関する技術要求事項および評価要求事項を定めたもので、「電気通信条例（香港法第106章）」の第32D条に基づき規定されています。電気通信条例では、「電気通信（電気通信装置ライセンス免除）令」が適用される装置といった、条例により特別に免許を免除されているものを除き、無線通信装置または無線周波エネルギーを放射する装置を所有または使用する場合には、OFCAが発行する適切な免許を受けなければならないとされています。性能規格HKCA 1075 Issue 2の適用範囲に含まれる無線通信装置は、以下の規格のいずれかに基づいて技術要求事項を満たさなければなりません。

- ETSI EN 302 264-2 「電磁両立性および無線スペクトル事項（ERM）－短距離デバイス－道路輸送および交通テレマティクス（RTTT）－77GHz～81GHz帯で動作する短距離レーダー機器－パート2：R&TTE指令第3.2条の必須要求事項を包含する整合EN規格」欧州電気通信標準化機構（ETSI）発行
- ARIB STD-T111 「79GHz帯高分解能レーダー」日本電波産業会発行
- 連邦規則集（米国）第47編：電気通信－第1章：連邦通信委員会－パート95：パーソナル無線サービス－サブパートM： 76GHz～81GHz帯におけるレーダーサービス

水銀に関する水俣条約（「水銀条約」）は、水銀および水銀化合物の人為的な排出および放出から人の健康および環境を保護することを目的とした国際条約です。水銀条約は2017年8月16日に中華人民共和国で発効しており、香港特別行政区にも適用されています。

水銀条約に基づく義務を履行するため、香港政府は水銀、水銀化合物、および水銀添加製品に関する法規制の導入を予定しています。水銀条約の要求事項の詳細ならびに新法の適用範囲およびアプローチについては、諮問文書に記載されています。

インド

インドのバンガロールにあるテュフ ラインランドの太陽光発電試験所は、インド規格局（BIS）より、強制登録制度（CRS）における太陽光発電モジュールの試験機関として認定されています。BIS強制登録制度では、「2017年太陽光発電装置、システム、デバイスおよびコンポーネント製品（強制登録に関する要求事項）指令」に規定されているインド規格に適合しない製品を販売目的で製造または保存すること、輸入すること、および流通させることが禁止されています。PVモジュール、インバータ、電池の製造業者は、BISへの登録を申請する前に、テュフ ラインランド インドなどのBIS認定試験所で製品試験を受けることが求められています。申請後、CRSに基づきBISに登録された製造業者は、自社製品がインド規格に適合していると宣言することが可能になります。

テュフ ラインランド インドのグルガオン試験所は、電気通信機器に対する強制試験認証（MTCTE）制度の下で電気通信機器の試験を実施する試験所として、インドの政府機関であるテレコミュニケーションエンジニアリングセンター（TEC）から認定を受けています。インドで輸入・製造されるすべての電気通信機器は、2017年インド電信（改正）規則により、販売前に試験・認証を受けることが義務付けられています。同規則に従いMTCTEに対応するための詳細な手続きは、個別に公告されています。電気通信機器に対する必須要求事項への適合性試験は、TECの指定を受けたインド国内の認定試験所が行わなければなりません。試験後に、認定試験所が発行するテストレポートに基づいて、TECより製品認証書が発行されます。

インド（続き）

インド通信省無線計画調整局は、「誘電用途での超低電力RF機器・装置の使用（ライセンス要件の免除）に関する規則2015年」を改正しました。改正の概要については、官報に掲載された下記の告示を参照してください。

- G.S.R. 996(E)
- G.S.R. 1046(E)
- G.S.R. 1047(E)
- G.S.R. 1048(E)

インド電力省は、エネルギー効率の良い冷却装置の国内普及を促進するため、エネルギー効率局（BEE）が新たに策定した「冷却機スターラベリング制度」を2018年9月14日より開始しました。この制度では、インドで製造された、または販売目的でインドに輸入された冷却機（チラー）のうち、蒸気圧縮サイクルで動作し、セントラルクーリングなどの用途に用いられる製品に対するエネルギーラベリング要求事項が規定されています。同制度の対象は、単相電源用は交流50Hzで定格電圧250V以下、三相電源用は交流50Hzで定格電圧11kV以下であり、IS 16590の適用範囲に含まれるあらゆる種類およびサイズ／容量の製品です。星による格付けは、インド季節エネルギー効率比（ISEER）および事前審査基準である全負荷時COP（性能係数）に基づき行われます。

制度の適用対象外となるもの:

- 蒸気吸収冷凍サイクルで動作する冷却機
- 熱回収付きのコンデンシングユニットを備えたパッケージ
- リモートコンデンシングユニットを備えたシステム
- 蒸発冷却式コンデンサを備えたシステム
- コンデンサレス冷却機
- ヒートポンプ

冷却機スターラベリング制度は任意の制度で、2020年12月31日まで実施される予定です。

インド道路交通省は、2020年4月1日より自動車産業規格AIS-137 (Part-4)－車両総重量3.5トン超のMおよびNカテゴリー車両に対する排ガス基準BS-VIに移行することを発表しました。同規格のPart 4は、車両総重量が3.5トンを超えるMおよびNカテゴリー車両に対する型式認証試験および生産適合性（COP）試験の試験方法、試験設備、ならびに関連手順を規定しています。この規格文書は、自動車用圧縮点火エンジンおよびポジティブ点火エンジンからのガス状・粒子状汚染物質の排出対策に関する統一規定である国連規則第49号（2016年1月20日に発効した06改訂シリーズ補足第3改訂版）を参考にして作成されたものです。

インド規格局（BIS）の公告によると、2019年3月1日から、BISマークに規格局ウェブサイトのURLである「www.bis.gov.in」を表示することが義務付けられます。

アジア

インドネシア

インドネシア通信情報省が公布した無線・電気通信認証の手続きに関する新たな規則2018年第7号は、2018年8月8日に発効しました。同規則では、認証書の申請者はインドネシア国内の法人に限定され、SDPPI（郵便情報総局）に登録した上でNIB（Nomor Induk Berusaha：事業基本番号）を取得していることが必須となっています。

テストレポートは、3年以内に発行されたものであれば、インドネシア国内のテストレポートだけでなく、国外の認定試験所が発行したテストレポートも受け入れられます。認証のプロセスおよび手続きの詳細については、最寄りのテュフラインランドの担当者までお問い合わせください。

G/TBT/N/IDN/117により公告されている「オーディオ、ビデオおよび類似の電子機器に対する安全要求事項を定めたインドネシア国家規格の義務化」に関する規則2018年第15号の追補規則が、インドネシア工業省から2018年8月2日付で公布されました。同規則の適用範囲に含まれる製品として、下記が示されています。

- 42インチ以下のテレビ／テレビセット
- DVD およびブルーレイディスクプレーヤー
- 車載用テープデッキ（自動車のヘッドユニット）
- アクティブスピーカー
- デジタルテレビ／テレビ用セットトップボックス

この規則は、当初の公布日であった2018年6月26日から12ヶ月後に施行される予定です。既に市場に投入されている製品でSNI認証を取得していないものについては、2021年6月25日まで猶予期間が設けられています。

日本

電波法の技術的条件が改正され、次のような5GHz Wi-Fi帯域の利用が可能となりました。

- W52（5.2GHz帯）の屋外利用（証明規則は以下の通り）：
  - 証明規則第2条第1項第73号：5.2GHz帯高出力データ通信システム用基地局
  - 証明規則第2条第1項第74号：5.2GHz帯高出力データ通信システム用陸上移動中継局
  - 証明規則第2条第1項第75号：5.2GHz帯高出力データ通信システム用陸上移動局
- W56（5.6GHz帯）の上空利用

証明規則第2条第1項第19号の3の対象となる設備（5GHz帯小電力データ通信システム）で、第2条第1項第73号または第2条第1項第74号の設備と通信するものについては、屋外での利用が可能となり、再認証は不要です。

経済産業省（METI）が電気用品安全法（電安法）の技術基準解釈通達（別表第8）の一部改正を2018年5月25日付で公布し、電気洗濯機の技術上の基準が改正されました。なお、別表第12についても、JIS　C9335-2-7の最新版を整合規格として採用することにより、新たな要求事項が反映され、国際的な動向への整合が図られます。2019年5月24日までに適合させることが義務付けられています。

経済産業省は2018年7月20日付で「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正について」を公開しました。国際規格に整合させるため、別表第12が改正されています。既に認証済みの製品については、2021年7月19日までの猶予期間内での対応が求められています。

フィリピン

フィリピン貿易産業省（DTI）の通達No. 18-04ならびに省令（DOA）No. 18-02およびNo. 18-03により、2018年8月25日から、以下の製品に強制認証が要求されています。

- 電気グリル
- 電気オーブン
- ターボブロイラー
- 電磁調理器
- 全自動洗濯機
- 脱水機
- インバーターエアコン
- 電動ジューサー
- 電動フードミキサー
- 電動フードプロセッサー
- 電気ケトル
- 電気圧力鍋
- 電気スロークッカー
- 電気マルチクッカー
- 電球型LEDランプ

シンガポール

シンガポール企業庁（旧シンガポール規格生産性革新庁）は産業界からの要望を受け、安全マークの変更に関する要求事項の見直しと修正を行いました。2019年4月以降に登録される新製品に限り、新マークの貼付を確実に実施することが必要となりました。現時点で登録されていない新製品を考慮した内容となりましたが、サプライヤーは既に旧マークでの準備作業を進めています。

既存製品および2019年4月までに登録される新製品で新マークが貼付されていないものについては、サプライヤーは2022年4月2日までの猶予期間内に旧マーク貼付製品のマークを変更することが求められています。この移行期間中は、旧マークが貼付された製品を引き続き販売することが可能です。移行期間の目的は、マークの変更を実施する十分な時間を確保することにより、サプライヤーの追加コストを抑えることにあります。

シンガポール情報通信メディア開発庁は2018年9月14日以降、698MHz～806MHz帯の装置の登録を受け付けていません。当該無線周波数帯で動作するすべての装置の販売は、2019年1月1日までに終了していなければなりません。

韓国

2018年7月31日より、韓国国立電波研究院（RRA）の認証番号制度が変更されました。試験分野識別コードと申請者区分識別コードからなる2桁の基本認証情報コードについては、新たな番号制度では廃止されており、製品ラベルへの記載が不要となっています。新たな番号表記は次の通りです。

R	-	C	S	-	A	B	C	-	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
(1)		(2)	(3)		(4)				(5)												

1. R「電波法（Radio Act）」の略号
2. C （適合認証）、R（適合登録）、またはI（暫定認証）：認証タイプ
3. S 同じ機器の適合性評価が実施されていた場合、製品の追跡や識別を容易にするため同一機器認証コード「S」を表示する。
4. ABC = RRAに登録された企業識別番号
5. 申請者指定による14桁の製品識別番号

2018年7月31日以降のRRA認証書では、新しい認証番号が必須となっています。2018年7月31日に認証書が発行された製造業者は、以前の認証番号制度でラベルを準備していた場合には、2019年6月30日までそのラベルを使用することができます。2018年7月31日までに発行された認証書については、変更の必要はありません。

なお、産業用RFIDや検知センサーなどに必要な無線型式認証が、登録制度に変更されました。必要な技術文書の削減や、認証の所要期間短縮が見込まれています。

アジア

台湾

台湾経済部標準検験局（BSMI）は2018年7月1日より、鉛などの有害物質を含有する塗料製品に対する強制検査を実施しています。以下の塗料製品には、鉛含有量試験が義務付けられています。

- 調合ペイント（合成樹脂）
- エナメル塗料
- 水性セメント塗料
- 溶剤セメント塗料
- 建築用防火塗料

屋内用製品に対しては溶解性鉛含有量が90ppm未満、屋外用製品に対しては総鉛含有量が600ppm未満という基準が定められています。屋外用製品の鉛含有量が600ppmを超えている場合には、警告文を表示する必要があります。また、その他の有害重金属（カドミウム、水銀、クロム、六価クロム）についても、関連規制に適合していなければなりません。

BSMIは先頃、ISO国際規格に基づき策定された新しい台湾規格CNS 20187:2018「空気注入式遊具－安全要求事項および試験方法」を公布しました。台湾において、当局が空気注入式遊具を管理する際の基本となる規格です。同規格は、中華民国国家標準（CNS）のウェブサイトから入手することができます。

タイ

2018年8月9日、タイ国家放送通信委員会（NBTC）は電磁両立性に関する規格案NBTC TS 3001-25xx (20xx)を発行しました。この規格案は、通信端末機器の電磁両立性（EMC）に関する最低限の技術要求事項を規定したNTC TS 3001-2555 (2012) を置き換えるものです。変更点としては、TISI 1561-2556 (2013) およびIEC 62368-1の選択EMC要求事項が追加されたほか、前の版（NTC TS 3001-25xx (20xx)）から若干の修正が行われています。同規格案に対する意見公募は2018年10月9日に終了しています。

タイ工業規格協会（TISI）は、TIS 2186-2547 (2004)「家庭用冷蔵庫－環境要求事項－エネルギー効率」を廃止し、強制規格TIS 2186-25xx (20xx)「家庭用冷蔵庫および冷凍冷蔵庫－環境要求事項－エネルギー効率」に置き換えるという提案を提出しました。提案された規格は、蒸気圧縮冷却システムを用いた家庭用および類似用途の交流電気冷蔵庫および冷凍冷蔵庫のエネルギー効率について規定するものです。

ベトナム

「家庭用電気・電子製品などの電磁両立性（EMC）に関する国家技術規則」QCVN 9:2012/BKHCNの追補1:2018が2018年9月1日に施行されました。この新規則の要点は次の通りです。

1. 三相電源を使用する製品は適用対象外となっている。
2. 各製品カテゴリーの適用規格が追加されている。
3. 4つの製品カテゴリーが追加され、施行に向けたロードマップが示されている。
4. 政令107/2016/ND-CPに基づき登録を行った国内の試験所、または認証機関とMRA（相互承認協定）を結んでいる試験所が試験を実施できる。
5. 新たな製品カテゴリーに関しては、施行期日より前に、EMCのCRマーク認証を申請することが推奨されている。

NO.	製品カテゴリー	適用規格	施行期日
1	瞬間湯沸かし器（浴用）	TCVN 7492-1:2010 (CISPR 14-1:2009)	施行済み
2	手持型電動ドリル		
3	電気掃除機		
4	洗濯機		
5	冷蔵庫、冷凍庫		
6	エアコン		
7	電球型ランプ（LEDを除く）	TCVN 7186:2010 (CISPR 15:2009)	
8	ヘアドライヤー (*)	TCVN 7186:2010 (CISPR 15:2009)	2019年9月1日
9	フルーツジューサー、肉挽き器、ブレンダー、エッグミキサー (*)		2020年7月1日
10	電子レンジ（コンビネーションタイプを含む） (*)	TCVN 7186:2010 (CISPR 15:2009)	2021年7月1日
11	電気コンロ（電磁調理器を含む） (*)	TCVN 7186:2010	2021年7月1日

(*) 新たな製品カテゴリー

テュフ ラインランドのベトナムEMCラボラトリーは、ベトナムCRマーク認証のEMC試験所に指定されています。安定器内蔵型ランプを除く全製品カテゴリーの試験を最短のリードタイムで実施することができ、CRマーク認証を含めたワンストップサービスを提供しています。

ベトナム情報通信省は2018年5月25日付で、QCVN 118:2018/BTTTT「マルチメディア機器の電磁両立性に関する国家技術規則－エミッション要求事項」を公布しました。施行日は2019年7月1日です。

南米

アルゼンチン

2018年8月16日付官報にResolution 484/2018が掲載されました。これによりアルゼンチンで販売される家具の基本的な品質および安全性に関する原則・要求事項についての規制の枠組みが確立しました。「家具」には、屋内・屋外を問わず、ものを入れる、置く、吊るす、使用者がその上で身体を休めることのできる製品がすべて含まれます。Resolution 484/2018のガイドラインに基づき、今後具体的な規則が公布される予定です。

2018年8月8日付官報に、靴のラベル表示についての技術的な規則に関するResolution 465/2018が掲載されました。この規則はアルゼンチンにおいて新品として販売されるあらゆるタイプの靴に適用され、ラベルに下記の情報を表示しなければなりません。

- 氏名または企業名
- 輸入業者の場合は納税者番号 (CUIT)
- 生産国
- サイズ
- 靴および各パーツの材質:
  - アッパー
  - ライニング
  - ボトムまたはソール

アルゼンチン工業生産省は2018年6月6日付でResolution338/2018を発表しました。これはResolution 169/2018を更新するもので、Resolution 282/2014の手続きと整合性を持たせるために製品安全認証の移転や拡大の手続きが変更されています。

アルゼンチン国家通信機構（ENACOM）は2018年7月24日付官報においてResolution 4709/2018を発表し、モバイル通信サービスのユーザー端末で使用される無線インターフェースの型式認証を取得するための試験報告書と認証に関する要求事項を改定しました。試験報告書についてはENACOMが認定した国内の試験所、または外国の規制当局（ブラジルのANATEL、メキシコのIFT、アメリカのFCC、その他の類似機関）が認定した試験所のいずれかが作成したものであれば受理されます。ただし電磁界曝露制限についてはアルゼンチン国内で適用される規則の要件を満たしている必要があります。

ブラジル

テュフ ラインランド ブラジルがサンパウロに先頃開設したEMC、無線、IoT機器試験所が2つ目の認定を取得しました。今回取得したのはブラジル国家電気通信庁（ANATEL）の認定です。この試験所では、新しい認定のもと対象分野を拡大し、国家電気通信庁が定める要求事項に基づき試験を行います。同試験所はすでにCDCRE/INMETROの認定も取得しており、同試験所の試験品質と技術能力の高さを裏付けています。

ANATELは、2018年8月28日付でAct 6506を公布し、2017年12月4日付で公布されたAct 14.448のリストに基づき、規制対象となる放射性妨害波発生機器の放射性エミッション試験や放射性イミュニティ試験（該当する場合）などに関する手続きを改正しました。Act 6506の施行によりAct 4735は廃止されます。このため2018年9月27日以降に認証を取得するには、新しい要求事項に適合する必要があります。

ブラジル国家衛生監督庁（ANVISA）は2018年7月16日付でResolution RDC 237を発表し、パーソナルケア製品、化粧品、香水の登録に関する技術的な要求事項に修正を加えました。今回の修正により、Resolution RDC 7（2015年2月10日発表）とResolution RDC 15（2015年4月24日発表）が更新されます。

ブラジル国家電気通信庁（ANATEL）は、Resolution 680/2017の規制対象となる無線通信装置の適合性評価試験手続きを修正するため、2018年7月11日付で第19回意見公募の内容を公開しました。

チリ

チリ運輸通信省・通信次官官房（SUBTEL）は2018年7月30日付でExempt Resolution 1517を発表し、近距離無認可デバイスに関するExempt Resolution 1985/2017を修正しました。これにより2.4GHzおよび5GHzの無線LAN機器の技術的要求事項が変更になります。

チリ電力・燃料監督庁（SEC）は2018年6月18日付で電気冷水・温水器に対する試験プロトコルの草案（PEN °1/ 32:2018）を発表しました。同プロトコルは下記の製品には適用されません。

- 電気瞬間温水器 (IEC 60335-2-35)
- 電気加熱温水器 (IEC 60335-2-21)
- 市販の電気温水器 (IEC 60335-2-75)
- 投げ込み式ヒーター付き電気温水器 (IEC 60335-2-74)
- 電気給水機（冷水のみ）
- 電気冷温水器（常温）
- ミニバー付き電気給水機
- 電気ファン式電気給水機
- 電気冷温水器（ペルティエ効果）
- 電気冷温水器（吸収式）
- 冷蔵庫用電気給水器（キット）

エクアドル

エクアドル産業・生産省は2018年7月11日付でチューブ型コンパクト蛍光灯(CFL)の安全性・エネルギー効率に関する要求事項を定める技術規則の改正草案RTE INEN 036（2R）を発表しました。現在有効なRTE INEN 036（1R）はこれによって置き換えられます。草案に関する意見公募は2018年10月11日に終了しています。

エクアドル産業・生産省はプログラマブルコントローラおよび関連装置に関する規則RTE INEN 231の第1回改正案を承認しました。これはプログラマブルコントローラおよび関連装置の一般的要求事項と安全性およびEMCに関する要求事項を定めるものです。この技術規則は国内生産品であるか輸入品であるかを問わず、エクアドルで販売される下記の製品に適用されます。

- プログラマブルコントローラ
- エクスパンションモジュール
- オペレーションパネル
- 制御・オートメーション機能を有するその他の装置

RTE INEN 231（第1回改正版）は公布の日から180日後に有効となり、これによりRTE INEN 231:2015は無効となります。

ウルグアイ

ウルグアイ水エネルギー資源管理局（URSEA）は、2018年8月14日付でエネルギー効率性ラベル表示の適用除外手続きに関するResolution RE-249-2018を発表しました。これはエネルギー効率性ラベル表示の適用除外をURSEAに申請するための条件とその申請に必要な書類を定めるものです。適用除外されるものには、工業用装置または機械、試験用装置、カラーコンパクト蛍光灯、家庭用装置などがあります。

アフリカ

ソマリア

ソマリア国家通信庁（NCA）は公共通信網に接続するすべての無線・電気通信端末装置に対して型式認証を義務付けており、対象には下記の製品が含まれます。

- 端末装置（モバイルハンドセット、タブレット、PDA、電話機、IP電話機、モバイルドングル
- 近距離装置（Wi-Fi、Bluetooth、NFCリーダー、RFID）
- 無線トランシーバー（放送機器、衛星機器、ベースステーション）
- ネットワーク機器（BSC、MSC、PSTNスイッチ、メディアゲートウェイ、サーバー、スイッチ、ルーター、モデム、PBX、トラッキングデバイス）
- テュフ ラインランドLGAプロダクツGmbH（ドイツ ニュルンベルク）

南アフリカ

テュフ ラインランドが運営する4つのEMC試験所が、EMC適合性試験の認定試験所として、南アフリカ共和国標準局（SABS）による正式な認定を取得しました。

- テュフ ラインランド ジャパン LTD（日本 横浜）
- テュフ ラインランド 上海 Co., LTD（中国 上海）
- テュフ ラインランド 台湾 LTD（台湾 台北
- テュフ ラインランド LGAプロダクツGmbH（ドイツ ニュルンベルク）

2018年7月5日、南アフリカ共和国強制基準監督局（NRCS）はライターの安全性に関する強制規格VC 8076の修正を提案しました。強制規格には、ライターの販売条件と使用者の安全衛生を保護するうえで満たすべき最低限の要求事項が定められています。適用対象は、タバコ、葉巻、パイプ用ライターを製造、輸入、販売、供給する団体および個人です。草案に関する意見公募は2018年9月4日で終了しています。

北米

カナダ

カナダ連邦イノベーション・科学経済開発省（ISED）は標準無線システムプラン（SRSP）の修正案を発表しました。SRSP-503「周波数帯域824～849 MHzおよび869～894 MHzを利用する通話ゾーン方式無線電話システムの技術要件（Issue 8）」には、周波数帯域824～849 MHzおよび869～894 MHzで運用される次世代型モバイルシステムの整備を可能にするための修正が加えられています。修正案には下記の変更が含まれます。

- 1 MHzを上回る周波数帯域で運用されるシステムに対する電力スペクトル密度（PSD）ベースのEIRP規制の採用
- PSDベースのEIRPとその他の商用モバイル周波数帯域EIRPとの調整
- 隣接する周波数帯域におけるスペクトルの利用と共存を可能にする条項
- マルチ入力・マルチ出力（MIMO）システムに関する条項
- アナログシステムに関する条項の廃止

ISEDは現在 SRSP-518 （Issue 2）「周波数帯域698-756 MHzおよび777～787 MHz、600MHz帯の617～652 MHzおよび663～698 MHzのモバイルブロードバンドサービス（MBS）の技術要件」について意見を募集しています。600MHz帯の再編決定（SLPB-004-15）に基づきSRSP-518が更新され、617～652 MHzおよび663～698MHzが新たに追加されます。600MHz帯については現在ホワイトスペース機器やワイヤレスマイクに開放するための見直しが行われています。

メキシコ

2018年10月3日付官報でメキシコ公式規格NOM-212-SCFI-2017が発行されました。この規格には、電池の特徴、電気化学系技術による分類、水銀およびカドミウムの最大許容量、ラベル表示が規定されています。NOM-212-SCFI-2017は表1に記載する国内領域で輸入・販売される一次電池に適用されます。

すべての電池および電気・電子製品の一部として販売される電池は、本メキシコ公式規格の適用範囲から除外されます。作動に電池を必要とする電気・電子機器に内蔵されるすべての電池が含まれます。

同規格は発行の日から360日後（2019年9月28日）に有効となります。

2018年8月20日付官報でメキシコ公式規格NOM-201-SCFI-2017が発行されました。この規格は、使い捨て燃料容器やポータブル燃料容器（燃料10 kg以下）を使用するバーナー最大火力660 kJ / hr (12,000 BTU / hr)以下のポータブル調理器具に適用されます。この規格は、下記のポータブル調理器具には適用されません。

- バーナーの最大火力が12,660 kJ / hr (12,000 BTU / hr) 以上の調理器具
- 家庭用、事業用、工業用のLPガスまたは天然ガス設備に接続された調理器具
- 取付やメンテナンスに特殊なツールを必要とする調理器具
- 船内または船上に取り付けるアウトドア調理用ガス器具
- 現在有効な公式規格NOM-010-SESH-2012またはこれに置き換わる規格の適用を受ける調理器具

NOM-201-SCFI-2017は、官報掲載日から550日後の2021年2月21日に有効となります。

北米

メキシコ（続き）

2018年7月24日付官報で、メキシコ公式規格PROY-NOM-008-SCFI-2017の草案が発行されました。この草案は、科学、技術、工業、教育、健康、環境、貿易その他分野を問わず、物体、現象、物質の物理的、化学的、生物学的性質を数量的に表すために用いられる一般的測定単位の定義、シンボル、表記ルールを規定するものです。PROY-NOM-008-SCFI-2017の発行により、現在有効なNOM-008-SCFI-2002は更新され、無効となります。意見公募は2018年9月22日に終了しています。

2018年6月28日付官報で、メキシコ公式規格NOM-015-ENER-2018が発行されました。新規格の発行により、旧版のNOM-015-ENER-2012が更新されて、新規格に置き換えられました。同規格は、密閉型モーターコンプレッサーを使用する家庭用冷蔵庫、家庭用冷凍冷蔵庫（1,104L以下）および家庭用冷凍庫（850L以下）に適用されます。

同規格が適用される冷蔵庫および冷凍庫には、段階的により厳しい基準が適用されます。第1段階は発行日から360日後（2019年6月23日）、第2段階は720日後（2020年6月17日）、第3段階は1080日後（2021年6月12日）です。第1段階および第2段階では、一部の冷蔵庫と冷凍庫に限り、旧規格が適用されます。

2018年6月20日付で、飲料用冷温水メーターに関する技術的要求事項を定めたメキシコ公式規格PROY-NOM-012-3-SCFI-2017、PROY-NOM-012-4-SCFI-2017、PROY-NOM-012-5-SCFI-2017の草案が発表されました。これらの草案は、現行規格のNOM-012-SCFI-1994を更新して新規格に置き換えることを目的として策定されたものです。意見公募は2018年8月19日に終了しています。同草案の要求事項に関する詳しい情報をご希望の場合には、テュフ ラインランドの担当者までお問い合わせください。

2018年6月13日付の官報で、メキシコ公式規格PROY-NOM-064-SCFI-2017の草案が発表されました。同草案はメキシコ国内で生産、輸入または販売される屋内・屋外用、信号用または緊急用の電気照明に適用されます。適用範囲は、照明の用途または性能に基づき決定され、光源の分類や設計上の特徴（白熱灯、ガス放電、発光ダイオード、半導体素子または固体回路素子、その他の人工的光源）にかかわらず適用されます。同規格が発行されると、NOM-064-SCFI-2000は廃止され、新規格に置き換えられます。同草案に関する意見公募は2018年8月12日に終了しています。

2018年6月12日付官報でメキシコ公式規格PROY-NOM-215-SCFI-2017の草案が発表されました。同草案は、測定システムにドップラー、センサー、レーザー、超音波を採用した速度検出機器を対象としています。またPROY-NOM-215-SCFI-2017はGPS、動画解析または通信ネットワークを使用した速度検出機器には適用されません。同草案に対する意見公募は2018年8月11日で終了しています。

米国

カリフォルニア州知事は2018年9月29日付で、一部の一般家庭製品に使用される難燃剤に関するAssembly Bill No. 2998を承認しました。草案は、個人または製造業者に対して、2020年1月1日以降は、新品・中古を問わず1000ppmを上回る対象難燃剤を使用する、あるいは一部部品に使用する子ども向け製品、マットレス、布張り家具を販売または流通してはならないと規定しています。「子ども向け製品」とは12歳未満の子どもが住宅内で使用することを想定した製品を意味し、乳児用ベッド、補助椅子、オムツ替えシート、プレイマット、ハイチェア、ハイチェアパッド、ベビーバウンサー、ベビーキャリア、ベビーシート、ベビースイング、ベビーウォーカー、ナーシングパッド、ナーシングピロー、ベビーサークルサイドパッド、プレイヤード、携帯用フックオンチェア、ベビーカー、子ども用お昼寝マットなどが含まれます。

さらに、カスタムオーダーを受注する室内装飾業者は、布張りされた家具の修理、再張り替え、修繕、修復または再生をする際には、1000ppmを上回る対象難燃剤が含まれる交換部品を使用してはならないと規定されています。

米国（続き）

前述の禁止事項は、下記の場合には適用されません。

- 子ども向け製品、マットレス、布張り家具、張り替え済みの家具の電子部品、またはそれらの電子部品に関連するケース
- 第19094条(a)　(1)に記載されたものを除く、布張り家具または張り替え済みの家具の部品
- マットレスのパーツの縫製に使用される糸または繊維
- ウレタンフォームを除く大人向けマットレスのパーツ。本項と同様に、同規格における「大人向けマットレス」は、子ども向けマットレス、ベビーベッド用マットレス、その他乳幼児向け寝具を除くマットレスを意味します。

2018年9月14日カリフォルニア州知事は、Assembly Bill No. 2775を承認しました。これによりカリフォルニア州において2020年7月1日以後に製造されるプロフェッショナル用化粧品には、連邦法に基づき他の化粧品に義務付けられているすべての表示要件を満たすラベルを貼付することが義務付けられます。「プロフェッショナル用化粧品」には、特殊な原料を使用している、原料の濃度が高い、その他の安全上の理由からプロフェッショナルによる使用を想定して販売されている化粧品、またはその他の理由でプロフェッショナルが使用する化粧品を意味します。「プロフェッショナル」は、美容、ネイルケア、理容、エステティックの分野においてカリフォルニア州理容・美容局の免許を取得した者を意味します。

消費者製品安全委員会（CPSC）は2018年7月2日付でオムツ替え用品に関する新しい連邦規格を承認しました。対象となるオムツ替え用品には、オムツ替えテーブル、オムツ替えテーブルのアクセサリー、取付可能なオムツ替えユニット、両サイドに傾斜のついたオムツ替えパッドが含まれます。この新しい規格には、先頃導入された家庭用オムツ替え用品に関する標準的仕様を定めた任意規格ASTM F2388-18の内容がそのまま含まれています。公共トイレなど公共施設にあるオムツ替えテーブルは、商業用オムツ替えテーブルの標準仕様を定めたASTM　F2285でカバーされており、ASTM F2388-18または新しい強制規格の対象ではありません。新規格には構造の健全性、拘束システムの健全性、ラベルおよび説明書の警告文に関する要求事項が定められています。この新しい強制規格は2019年6月26日に有効となり、同日以降に製造または輸入される製品に適用されます。

米国運輸省道路交通安全局（NHTSA）および環境保護庁（EPA）は、現行の企業平均燃費基準（CAFE基準）および温室効果ガス排出基準の修正案として、「2021～2026年型乗用車および軽量トラック向けの安全かつ適切な費用負担の燃費基準（SAFE基準）」を発表しました。

NHTSAによる提案の具体的な内容は、2022～2026年型に対する新しいCAFE基準の導入と、最大基準値としての実効性が失われた2021年型　CAFE基準の修正です。またEPAは2021～2025年型に対する二酸化炭素排出基準に関して、現状に適さず合理性が失われたという理由から修正を提案し、2026年型に対する新基準の導入を提案しています。これに対する望ましい選択肢として、現行の2020年型基準（乗用車および軽量トラックの面積別目標曲線）を2026年型まで維持することが提案されていますが、他のさまざまな選択肢についても意見が求められています。

SAFE基準は2018年8月24日付の連邦官報に掲載されました。意見公募の期間は2018年10月23日まで延長されました。

2018年7月2日、米国消費者製品安全委員会（CPSC）はチャイルドシートの安全基準に関する最終規則を発表しました。同規則において「チャイルドシート」とは、ダイニングテーブルの高さに合わせるため大人用の椅子の上に載せて使用される5歳未満の子どもを対象とした椅子を意味します。高さが調整できるものやリクライニング可能なものも含まれます。

同規則は2020年1月2日に有効となります。同日以降に製造されるすべてのチャイルドシートには、チャイルドシートの消費者安全仕様基準ASTM　F2640–18の要求事項がそのまま適用されます。消費者製品安全法（CPSA）および製品認証に関する試験およびラベル表示規則（16 CFR part 1107）に基づき、すべてのサプライヤーに第三者機関による認証試験の実施と要求事項の順守が求められます。

欧州

ベラルーシ

ベラルーシ共和国閣僚会議は2018年6月20日付で「ベラルーシ国家無線・電気通信技術規則TR 2018/024/BY」を承認しました。これは電気通信設備に対する強制安全要求事項です。この規則は以下の事柄を要求しています。

宣言スキーム：
- 電気通信装置に適合性を示すTR BYマークを表示する。
- 通信装置の試験を実施する（Regulation TR 2018/024/BYの第5条1項に基づく）。

認証スキーム：
- 電気通信装置に適合性を示すTR BYマークを表示する。
- 製品試験を実施する。
- ベラルーシ共和国の認証機関による製造環境の定期的な評価を受ける。

新しい技術規則は2019年1月1日に有効になります。それまでベラルーシ共和国内の電気通信設備には、Resolution No. 849（2016年10月21日）の基準に基づく強制的な適合性認証が適用されます。すでに有効な適合性宣言・認証は、その認証期間が終了するまで有効性を失うことはなく、適合性を示すマークを装置に表示する必要はありません。

特に宣言スキームの対象となる製品（無線通信装置、無線モジュール、SRD機器、DECT装置など）においては、追加費用の発生を避けるためにも、電気通信設備の適合性認証を取得するための手続きを早めに開始することを推奨します。詳細につきましては、テュフ　ラインランドの担当者までお問い合わせください。

ユーラシア経済連合

ユーラシア経済委員会が2018年3月20日に発表したDecision No. 41を受け、2018年7月1日から新しいEAC適合宣言書（DoC）が有効になりました。Decision 41はDoCに関するすべての技術ファイルのアップロードを義務付けており、申請者が承認する試験報告書も証明書類として含まれます。試験所は安全性報告書をアップロードし、自動宣言システムを使用して申請者の氏名を入力しなければなりません。DoCの登録時には、試験所によるこれらのデータおよび試験範囲が、申請者による宣言の内容と一致している必要があります。現在のところ、DoC技術ファイルをフルセットで保管している製造業者はごく一部しかありません。テュフラインランドはユーラシア連合域内の戦略的パートナーと協力して、以下のサービスを提供することができます。
- 技術ファイルに不備がないかなど、DoC認証取得の事前チェック
- DoC技術ファイルのCB確認書の発行
- 公式データベースへのDoC資料のアップロード

欧州連合（EU）

欧州化学機関（ECHA）は、ドイツがスウェーデンの協力を得て、C9-C14難分解性有機化合物（PFCA）、その塩類および関連物質（前駆体）の製造、使用、販売、輸入を制限する、社会経済性評価委員会（SEAC）に提出した案について意見を求めました。意見公募は2018年11月19日で終了しています。

ECHAは、委員会に対して「認可リスト（REACH付属書XIV）」に18種類の物質を掲載するよう勧告することを検討しています。ECHAは意見公募を実施し、物質の用途、認可要件の適用除外の可能性、サプライチェーンの構造やその複雑さに関する詳しい情報を求めています。ECHA加盟国委員会は意見公募において回収した意見を検討し、勧告草案に関する意見を取りまとめます。委員会の意見と意見公募の結果に基づき、ECHAは欧州委員会に対して最終的な勧告を行います。

欧州連合（EU）（続き）

物質が認可リストに収載されており、特定の用途における使用認可を取得した場合には、指定の日付から販売または使用が可能になります。これらの物質を使用、製造、輸入する企業は、認可の申請を行うことができます。意見公募は2018年12月5日で終了しています。

ECHAとその加盟国に対しては、REACH付属書XVが定める要件に従って関連書類を揃え、高懸念物質（SVHC）を提案することが求められています。SVHCに分類された物質は「候補リスト」に収載され、最終的に「認可リスト」に収載されます。ECHAはこの問題に関心のあるあらゆる人々から意見を募集しました。意見公募は2018年10月19日に終了しています。

オランダは、人工芝のピッチや運動場、その他スポーツ施設で使用される細粒および被覆材に含有される多環芳香族炭化水素（PAH）の濃度上限を強化する提案を行いました。この提案に関する意見公募は2018年9月19日から2019年3月19日23時59分（フィンランド・ヘルシンキ時間）まで行われています。

ECHA科学委員会は、早めの意見提出を歓迎しています。2018年11月16日までに受け付けられた意見は、2018年11月の第1回検討会の資料となります。

2018年9月14日付の欧州連合官報（OJ）で、無線機器指令（RED）に関する整合規格の最新リスト2014/53/EUが発表されました。最新リストには3項目が追加または更新されています。
- EN 302 454のバージョンV2.2.1への更新
- EN 302 617のバージョンV2.3.1への更新
- EN 303 520 V1.1.1が新規にリスト収載

EU加盟国は2018年7月11日、消費者製品における4種類のフタル酸エステル類の使用を禁じる法案を可決しました。法案はREACH委員会が提出し、対象となる4種類のフタル酸エステル類をプラスチック材料中に単独または混合物として0.1重量％以上の濃度で含む消費者製品または室内で使用される製品の販売を禁じています。欧州委員会による採択の前に、欧州議会および欧州理事会が今後3ヶ月かけて法案の検討を行います。承認後は欧州連合官報に掲載されてから18ヶ月目に有効になり、EU域内・域外のいずれで製造された製品にも適用されます。

欧州議会・欧州理事会の化粧品に関する規則（EC）No　1223/2009の付属書IIおよびIIIが、2018年7月9日付の委員会規則（EU）2018/978により修正され、リーブオン製品（日焼け止め製品および自然または人工の紫外線曝露用の製品は除く）におけるシオザキソウおよびフレンチマリーゴールドの抽出物およびオイルの上限が設定されました。同規則はすぐに使用できる化粧品の上限濃度を0.01％に定め、これらの抽出物およびオイル中のアルファテルチエニル（テルチオフェン）の濃度を0.35％以下とすることを規定しています。またシオザキソウおよびフレンチマリーゴールドの抽出物およびオイルは、日焼け止め製品および自然または人工の紫外線曝露用の製品に使用してはならないとされています。

ECHAは2018年6月27日、候補リストに8種類の新しいSVHCを追加しました。SVHCの特定には加盟国委員会（MSC）も協力しました。欧州委員会は同リストにさらに2つの物質を追加しました。候補リストに加えられた物質は以下の通りです。
- オクタメチルシクロテトラシロキサン (D4); CAS No. 556-67-2
- デカメチルシクロペンタシロキサン (D5); CAS No. 541-02-6
- ドデカメチルシクロヘキサシロキサ (D6); CAS No. 540-97-6
- 鉛; CAS No. 7439-92-1
- 八ホウ酸ナトリウム; CAS No. 12008-41-2
- ベンゾ[ghi]ペリレン; CAS No. 191-24-2
- 水素化ターフェニル; CAS No. 61788-32-7
- エチレンジアミン (EDA); CAS No. 107-15-3
- 1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物（トリメリット酸無水物） (TMA); CAS No. 552-30-7
- フタル酸ジシクロヘキシル (DCHP); CAS No. 84-61-7

欧州

欧州連合 (EU) (続き)

欧州委員会は2018年6月21日付で、一部のプロフェッショナル用ノンロード機器に使用されるベアリングおよびブッシュに含まれる鉛の適用除外に関して、科学技術の発展との調整を行うため、欧州議会・委員会指令2011/65/EUの付属書IIIを修正する委員会委任指令の草案を発表しました。意見公募は2018年8月20日に終了しています。

2018年6月20日付の欧州連合官報に委員会規則（EU）2018/885が掲載され、これにより欧州議会・欧州理事会化粧品規則（EC）No. 1223/2009の付属書VIが修正されました。消費者安全科学委員会（SCCS）の見解に基づき、MBBT（ナノサイズ）は紫外線吸収剤として最大で濃度10%（w/w）まで使用することができます。ただし、消費者がMBBT（ナノサイズ）を肺に吸い込む恐れのある化粧品は除きます。

欧州委員会は、現在Directive 2011/65/EU の付属書IIIエントリー18（b）に収載されているBSP （BaSi2O5:Pb）などの蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光パウダー中の活性剤としての鉛（1重量%以下）の適用除外に関する更新申請を受理しました。この適用除外の申請はDirective 2011/65/EUの第5（5）条1項に従って2015年1月21日の期限前に受理され、現在の適用除外はその申請に対する決定が下されるまで有効に継続します。この委員会委任指令の草案に対する意見公募は2018年8月21日に終了しています。

ロシア

ロシア連邦通信・マスコミ省令No. 705「適合性証明書フォームの承認に関して」に従い、2018年4月16日付で通信施設に関する新しい適合性証明書フォームが承認され、2018年7月16日に有効になりました。ロシア連邦法No. 126-FZ 07.07.2004に基づき、公共通信網、技術通信網、特殊通信網に使用することが想定される装置には、適合性の証明が義務付けられています。ベースステーション、アクセスポイント、ルーター、CWDM/DWDM機器、SDH/ PDHデジタルトランスミッションシステムなどの電気通信・無線製品は、ロシア連邦通信局（FAC）の適合性証明書を取得して承認を受ける必要があります。認証手続きには変更はありません。同省令の施行前に発行された証明書は、3年間の有効期限を迎えるまでは有効に継続し、再登録手続きは必要ありません。

ウクライナ

ウクライナ経済開発貿易省は2018年6月21日付で下記の3つの技術規則の修正草案を発表しました。これら技術規則をEU法の規定に適応させて、一部の工業セクターにおいてACAA協定の締結を可能にするためです。

- 機械類の安全性に関する技術規則
- 低圧電気機器に関する技術規則
- 機器の電磁両立性に関する技術規則

意見公募は2018年8月20日で終了しています。

® TÜV, TUEV and TUV are registered trademarks. Utilisation and application requires prior approval.

NOVEMBER 2018

TÜV Rheinland
Corporate Headquarters
Cologne, Germany
Tel. +49 221 206 0
info@tuv.com

www.tuv.com

TÜVRheinland®
Precisely Right.